

# 令和3年度救急業務のあり方に関する検討会 報告書の概要と消防庁の対応

消防庁救急企画室

## はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化の進展や、新型コロナウイルス感染症等の影響による環境及び生活様式の変化等を背景として、今後一層多様化していくものと見込まれる救急需要の状況を踏まえ、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供し救命率の向上を図るかという課題へ対応するため、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：有賀 徹 独立行政法人労働者健康安全機構理事長）を開催しました。今回は、令和4年3月にまとめられた検討会報告書の概要と、報告書を踏まえた消防庁の対応について紹介します。

## 1 検討の背景と目的

令和2年中における全国の救急自動車による救急出動件数及び搬送人員は前年と比較して減少しました。一方で、現場到着所要時間及び病院収容所要時間は、対前年比で延伸しており、個々の救急活動における負担は、新型コロナウイルス感染症による影響などにより増大している現状がうかがえます。

このような背景を踏まえて、救急業務のあり方について、必要な研究・検討を行うとともに、令和3年度の検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向上」、「救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進」、「その他（報

図表 令和3年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

令和3年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項	
高齢化の進展等と救急需要の増大への対応や、救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や、「救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進」等について検討を行う。	
救急業務の円滑な実施と質の向上	救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進
<b>1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方（連絡会）</b> 前年度までの検討結果を踏まえ、救急救命士等の教育に関する連絡会において、実践経験を踏まえた教育の抜本的運用と検証、日常的な教育と研修実習で学ぶ項目の整理、指導救命士の役割整理等について、検討を行う。 また、MC体制のPDCAに関する連絡会において、前年度に提示した「救急業務におけるメディカルコントロール体制の評価指標」の活用状況に係る検証や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療提供体制の確保等により顕在化した「救急搬送困難事業」への対応状況の検証等を行う。	<b>4. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討（連絡会）</b> 消防本部の実務者等で構成する連絡会を開催し、前年度の「#7119の全国展開に向けた検討報告書」の検討結果等を踏まえて、事業の新規導入や、事業運営の質・利便性・効率性の向上に資するよう、以下の取組を進める。 > 「事業導入・運営の手引書/マニュアル」の作成 > 事業を外郭委託する際に活用可能な標準的な「仕様書」の作成 得られた成果については、全国の関係者に広く提示することとし、未実施地域における事業の導入を促進するとともに、実施地域における事業運営の質等のさらなる向上を図る。
<b>2. 蘇生ガイドライン改訂への対応（WG）</b> 今般、日本蘇生協議会（JLC）による「JFC蘇生ガイドライン」が改訂・公開され、それに伴い、今後、日本救急医療財団による「救急蘇生法の指針（市民用・医療従事者用）」の改訂が予定されている。これらの動向を踏まえ、改訂による一般市民や救急隊員が行う心臓蘇生法への影響についての整理を行うとともに、応急手続の普及啓発の推進のための方策について検討を行う。	その他（報告事項）
<b>3. ICT技術を活用した救急業務の高度化（連絡会）</b> 前年度の検討結果も踏まえ、ICT技術を活用した救急業務の「高度化」に焦点を当てた検討を行う。具体的には、消防本部の実務者等で構成する連絡会を設置し、S・G組の継続技術の活用を促進し、医療機関との連携等に資する取組の効果検証や、当該技術の導入促進方策などについて、検討を行う。	<b>5. 救急業務に関するフォローアップ</b> 救急業務に関するフォローアップとして、全国の都道府県を4年間で訪問する。 訪問先都道府県では、課題が顕在化している消防本部への個別訪問等を通じて、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な実施に資する取り組みの支援を行う。あわせて、これまで消防庁から提出している技術的助言に対する取組状況等についても調査を行う（今年度は4年計画の2年目）。

告事項）」の分類に沿って、救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方等の検討項目（図表参照）について検討が行われました。

## 2 各検討事項の概要と対応

(1) 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方  
 救急業務におけるメディカルコントロール（以下「MC」という。）体制については、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において、PDCAサイクルを通じた継続的なMC体制の構築・改善についての考え方の整理や、救急救命士等の教育における「実践経験を通じた教育」のプロセスについての検討が行われ、これを踏まえて消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和3年3月26日付け消防救第97号消防庁救急企画室長通知。以下「令和3年3月26日通知」という。）を発出しました。令和3年度は、令和3年3月26日通知により示された「救急業務におけるMC体制の評価指標を用いたPDCAの取組」の状況や、令和2年度に検討した「実践経験を通じた教育」の運用に向けた試行的実施及び検証等について、それぞれ連絡会を設置し、更なる検討が行われました。

### ①救急業務におけるMC体制のPDCA

救急業務におけるMC体制のPDCAについては、令和3年3月26日通知において、MC体制の評価指標を用いたPDCAの取組に努めるとされたことを踏まえ、各地域における評価指標の活用状況や先進的な取組事例等を把握することを通じて、PDCAの取組の推進や評価指標の充実等に向けた検討が行われました。

評価指標の設定及び測定結果に基づく体制見直しを行っている地域MC協議会においては、具体的な課題の改善のほか、評価指標の測定結果を可視化して共有することにより、関係者における意識改革につながっている等の活用効果も認められました。これを踏まえ、このような取組を行っていない地域においては、取組事例を参考に、評価指標を用いたPDCAに取り組むことが望ましいとされました。



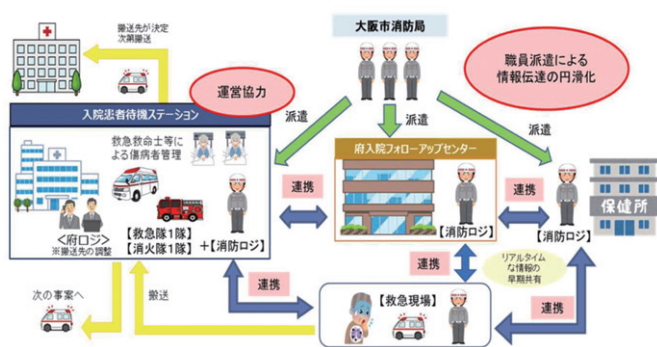
MC体制のPDCA

救急業務におけるMC体制			
第1ステージ (救急救命士等の観察・処置を医学的に保障)		第2ステージ (地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用)	
<b>Plan</b>	・ 常時、迅速、適切な、オンラインMC体制 ・ 技能維持、向上のための教育体制 ・ 適切なプロコール策定	・ 実施基準策定	
<b>Do</b>	・ 救急活動における観察・処置(救急救命処置・応急処置)	・ 搬送先選定	
<b>Check</b>	<指標>(例) ・ 指示要請時の1回目の連絡が不通の件数・割合 ・ 指示医師にながらまでに1分以上要した件数・割合 ・ 救急・研修の年間実施回数 ・ 特定行為の年間成功件数・割合 ・ 事後検証結果をフォードバックしている本部割合 ・ 再教育を実施できている本部割合 【共通】心停止受傷患者の1か月後の生存数・生存率 【共通】心停止受傷患者の1か月後の社会復帰数・社会復帰率	<指標>(例) ・ 重症傷病者についての受入れ照会回数ごとの件数 ・ 重症傷病者についての現場滞在時間区分ごとの件数 ・ 検証結果を地域MC協議会に報告している本部割合	
<b>Action</b>	・ オンラインMC体制、教育体制の見直し ・ 検証結果のフォードバック、プロコールへの反映 ※都道府県MCは地域MCの取組を支援	・ 実施基準の各号基準の見直し ・ 傷病者の状態に応じて適切な医療機関に搬送できる体制整備等	

また、PDCAの取組の一環として、新型コロナウイルス感染症拡大下における救急搬送困難事案への対応に関する検討も行われました。

新型コロナウイルス感染症拡大下においては、感染拡大の状況や医療機関の受入れ体制が随時変化する中で、各地域において、その実状に応じ、都道府県・市町村・医療機関・消防機関が連携して、地域の課題解決に向け、工夫した取組を行っています。各地域においては、本報告書で取りまとめられた他地域の取組事例も参考とし、現下の新型コロナウイルス感染症など外的負荷が大きく掛かった状況の対応を円滑に行い、地域の救急搬送が適切に行われる体制の構築が望まれるとされました。

大阪市消防局の取組事例



②救急救命士等の教育体制

救急救命士を含む救急隊員の生涯教育については、令和2年度に検討された「実践経験を通じた教育」(目的の認識、実践経験、振り返り)の試行的実施及び検証を行うとともに、当該教育における指導救命士の役割等について検討が行われました。

試行的実施結果より、「実践経験を通じた教育」につい

ては、救急隊員としてのレベルアップを図るための効果的な手法と考えられることから、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針ver. 1」における教育カリキュラムの単位とは別に、広くOn-The-Job Trainingの一環として、救急隊が日常の救急活動において取り入れていくことが望ましいとされました。

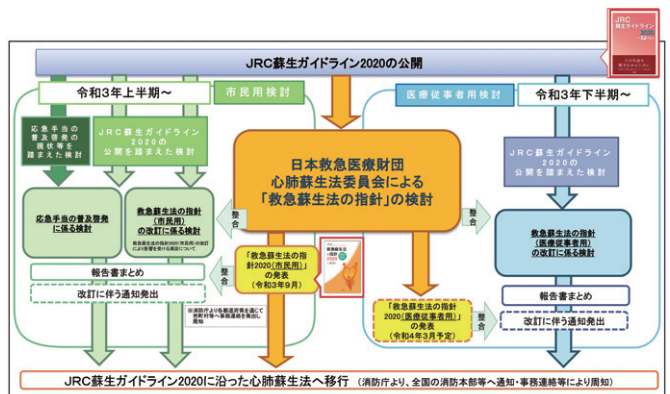
このような①、②に関する令和3年度の検討を踏まえ、消防庁では「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」における救急業務におけるメディカルコントロール体制に係る検討結果を踏まえた対応について(令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡)を发出し、評価指標を用いたPDCAの取組、救急搬送困難への対応、救急救命士等の教育体制について、本報告書を参考として、引き続き救急業務におけるMC体制の充実強化に努めていただくよう示しました。

(2) 蘇生ガイドライン改訂への対応

これまで、日本蘇生協議会(JRC)による「JRC蘇生ガイドライン」の公開や、それを受けた日本救急医療財団(心肺蘇生法委員会)による「救急蘇生法の指針2020(市民用)」及び「救急蘇生法の指針2020(医療従事者用)」の改訂にあわせて、過去の救急業務のあり方に関する検討会において、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法の改訂点を取りまとめられ、消防庁から周知等を行ってきました。

令和3年度は、「JRC蘇生ガイドライン2020」(以下「蘇生ガイドライン」という。)の公開及び「救急蘇生法の指針2020」(以下「指針」という。)の改訂に伴って周知等が必要となる事項について検討が行われるとともに、応急手当の普及啓発について、応急手当実施率や質の向上のために必要な検討が行われました。

蘇生ガイドライン及び指針改定に伴う検討の流れ



蘇生ガイドライン及び指針（市民用）の改訂については、主に一般市民が行う心肺蘇生法における手技や、一般市民の救命行動に影響しうる障壁への対応等の改訂点が整理され、関連する消防庁通知等へ反映することが必要とされました。また、蘇生ガイドライン及び指針（医療従事者用）の改訂については、主に救急隊員の活動に関連する項目等について、蘇生ガイドラインにおける提案・推奨の内容やJRCの見解を基にワーキンググループの見解がまとめられ、今後、指針（医療従事者用）の改訂を踏まえ、関連する消防庁通知等へ反映することが必要とされました。

応急手当の普及啓発の促進については、上級救命講習におけるファーストエイドや電子デバイスの更なる活用等について検討されました。ファーストエイドについては、特別な資格を持たない一般市民でも安全に実施できると考えられる一部の項目を新たに追加し、各地域で受講者のニーズに応じて指導者が柔軟に取り入れられるようにすることが望ましいとされました。また、電子デバイスの更なる活用として、e-ラーニングの拡充により上級救命講習における対面講習時間が更に1時間程度短縮されると整理されたほか、座学部分をオンライン（LIVE）講習で行うことも可能と整理されました。

令和3年度の検討を踏まえ、消防庁では「救急蘇生法の指針2020（市民用）」への対応について（令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡）、口頭指導に関する実施基準の一部改正について（令和4年3月31日付け消防救第104号消防庁次長通知）及び応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（令和4年3月31日付け消防救第105号消防庁次長通知）を発出し、ガイドライン及び指針改訂を踏まえた対応について示しました。

### (3) ICT技術を活用した救急業務の高度化

近年のICT技術等の目覚ましい進歩に伴い、これらの最新技術を救急業務に活かすことで救急業務の抱える多くの課題解決に資するよう、救急業務へのICT技術の導入に向けてこれまでも検討を続けてきました。その中で令和2年度に実施した、各消防本部に対してのアンケートにおいて、各消防本部が今後、導入を望むICT等の先進的な技術に「5G」や「音声認識」という意見が多く、これらの先進的な技術の救急業務における活用について、検討していくことが求められていました。

このアンケート結果を踏まえ、令和3年度の取組については、「5G」や「音声認識」という新たなICT技術に

着目し、実証実験を行いました。それぞれの実証実験結果から5Gについては「医療機関との連携強化」、音声認識については「救急業務の高度化・簡素化」という観点から検討を行うとともに、これらの技術を救急業務へ導入した際の有用性や実用性についても検討を行いました。

5Gを活用した映像伝送の検討では、救急隊から医療機関へ映像を伝送することについて、4G・5Gに限らず有用であるという結果が得られたことから、今後、各消防本部において、映像伝送システムの導入を検討するに当たっての一助となることが期待されます。また、今後、5G環境が急速に拡充していくことが予想されていることから、より高精度な映像伝送の導入を検討していくことも考えられ、この映像伝送というシステムの活用により、救急隊と医療機関が目の前の1つの命に対し、同じ情報を共有して連携を密にすることは、今後の救急業務において重要であるとされました。

実証実験のイメージ（5G）



音声認識を活用した自動文字起こしの検討では、実証実験開始当初は、出場場所の周囲の状況（騒音など）、救急隊員の声の質や大きさ、発話スピードなど自動文字起こしを行う際に障害となる様々な要素に苦慮しましたが、使用するマイクの変更や機器の活用方法を変更する等の対策を講じたことで、最終的には救急現場での活用が見込めるレベルにまで到達することができました。議事録形式の自動文字起こしは、帰署後の事務処理を行う際など、現場での聴取内容等の情報が必要なときに、素早く内容を確認できるという利点があることが分かり、現場での救急隊員が行う操作が簡便であることなどから、作業効率の向上や救急活動時間の短縮等が期待できる技術であるとされ、今後、救急業務の簡素化等へ向け、一層、このような取組の促進が期待されることとされました。

### 実証実験のイメージ（音声認識）



### マニュアル等の展開方法及び今後の取組

- ・「事業導入・運営の手引き／マニュアル」
- ・「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」

#### 展開方法

- ＞ 総務省消防庁のホームページ上に掲載する。
- ＞ 都道府県消防防災主管部（局）に対して、マニュアル等の活用に関する事務連絡を发出する。

#### 令和4年度の取組の方向性【活用方策】

- ＞ マニュアル等に関する説明会を開催する。
- ＜未実施団体＞
  - アンケート調査を行い、「導入に向けた検討を行っている」との回答を得られた地域を主な対象とし、説明会を通じて、事業導入の促進を図る。
- ＜実施団体＞
  - マニュアルに記載している教育・研修内容等について検討を促し、事業の質の向上を図る。
  - 「救急安心センター事業（#7119）担当者及び普及促進アドバイザー連絡会」を活用する。
- ＞ #7119普及促進アドバイザー等の個別訪問などを通じて、未実施団体に対する働きかけを行う。

## (4) 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討

消防庁では、#7119の全国展開を目指し、「救急業務に関するフォローアップ」と連携した未実施団体への個別訪問や、普及促進アドバイザーの派遣等を行うとともに、各消防本部や都道府県に対する通知等の发出を行い、未実施団体へ事業導入の促進を図ってきました。

令和2年度には、「#7119の全国展開に向けた検討部会」及び「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、令和3年3月に、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和3年3月26日付け消防救第94号消防庁救急企画室長通知）を发出し、全国展開に向け具体的に取り組んでいただきたい事項を取りまとめて示しました。

令和3年度は、「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書等を踏まえ、事務を進める上での参考となる「事業導入・運営の手引き／マニュアル」並びに事業の「質」、「利便性」及び「効率性」を向上させるための論点を広く盛り込んだ「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」を作成しました。

この検討を踏まえ、消防庁では「事業導入・運営の手引き／マニュアル」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の策定について（令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡）を发出しました。

令和4年度は、マニュアル等の活用に関する説明会を開催し、事業導入の促進と事業の質の向上を図ることとしています。

## (5) 救急業務に関するフォローアップ

救急業務に関する取組状況については、地域によって差が生じていたことから、平成29年度から救急業務に関するフォローアップを開始し、3年をかけて全国47都道府県を一巡しました。その上で、「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会」における提言を踏まえ、更なるステップとして、各地域の課題への対応策について継続したサポートが必要であり、また、各消防本部における課題や先進事例を共有することにより、諸課題を解決するための施策につながるヒントが得られ、全国的な救急業務のより一層のレベルアップを図ることを目的として、令和2年度から4年間をかけて、全国47都道府県のフォローアップを実施することとしました。

令和3年度の個別訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響もありWeb調査を併用し、10県34消防本部への実施となりましたが、それぞれ一定の成果をあげることができました。令和4年度以降も、各地域が抱える課題等について常にアンテナを高く張りつつ、都道府県及び消防本部と連携することにより、本事業の目的を達成すべく引き続きフォローアップを実施していきます。

### 令和3年度のフォローアップの基本方針

#### 救急業務に関するフォローアップ

##### 今年度のフォローアップの基本方針

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、6府県19消防本部での実施にとどまっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、都道府県及び消防本部と連携して、引き続きフォローアップを実施していく。  
※訪問ができない状況の場合、オンラインでの実施についても検討し実施していく。
- 訪問先の消防本部については、課題がある、あるいは先進的な取組を実施している2又は3の消防本部を都道府県消防防災主管部局が選定して個別訪問を進めていく。
- 個別訪問時のヒアリングについては、都道府県との連携を継続しつつ、地域における課題の把握や実情を理解するために、消防庁が主体的に行うこととする。

## おわりに

令和3年度の検討会においては、コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、人々の生活もあらゆる面で変化していく中で、「救急業務におけるMC体制のあり方」、「蘇生ガイドライン改訂への対応」、のほか、「ICT技術を活用した救急業務の高度化」等、多岐にわたる検討が行われました。その結果、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討」では、「事業導入・運営の手引き／マニュアル」、「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の策定や、救急業務に関するフォローアップによる各地域の救急業務への取組状況の把握なども含め、多くの成果をまとめることができました。

本報告書が各地域で有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の向上につながることを期待しています

問合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529